

## 財団法人三重県国際交流財団の通訳・翻訳パートナー制度の運営に関する要綱

### (趣旨)

#### 第1条

この要綱は、財団法人三重県国際交流財団（以下、「財団」という。）が県民の協力を得て、多文化共生の推進及び国際理解の促進を図るため、通訳・翻訳パートナー（以下「パートナー」という。）制度を設置し、その運営に関する必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

#### 第2条

この要綱において、パートナー制度とは、財団が個人や団体、企業、地方公共団体等（以下「依頼者」という。）から依頼を受けた通訳・翻訳業務を、語学に精通した賛助会員等で、パートナーとして登録された者にサポートしてもらう仕組みをいう。

### (通訳・翻訳業務の内容等)

#### 第3条

通訳・翻訳業務は、財団の寄付行為第3条の目的に照らし、公益等に適う内容のものでなければならない。

### (パートナー登録資格)

#### 第4条

パートナーの登録資格は次のとおりとする。

- (1) 財団の賛助会員又は、財団の寄付行為第3条の目的に賛同する者
- (2) 日本語及び外国語で高度・専門的な通訳又は翻訳ができる者  
但し、英語は英検1級程度、TOEIC820点以上又は、同程度の能力があると財団が認めた者

### (パートナーの登録申込、選考及び登録)

#### 第5条

パートナーの登録申込、選考及び登録は次のとおりとする。

- (1) パートナー登録を希望する者は、パートナー登録申込書（様式1）を財団に提出するものとする。
- (2) 財団は面接等により選考を行う。
- (3) 選考の基準は、前条の登録資格等を有する者とする。
- (4) 財団は選考により、パートナーとしてふさわしいと認めた者をパートナー名簿に登録する。
- (5) 財団はパートナーとして登録した者に、パートナー登録証（以下「登録証」）を交付する。

### (登録の取り消し)

#### 第6条

パートナーが次の各号に該当する場合は登録を取り消すものとする。

- (1) 辞退の申し入れがあったとき
- (2) 連絡不能となったとき
- (3) 死亡したとき

- (4) 第4条の規定に該当しなくなったとき
- (5) その他、パートナーとして不適格と認められる事実が発生したとき

(通訳・翻訳の依頼手続)

#### 第7条

依頼者は通訳・翻訳依頼申込書(様式2)に必要事項を記入し押印の上、通訳にあっては、履行期日の14日前、翻訳にあっては、履行期日の21日前までに財団に提出するものとする。

(通訳・翻訳業務の受諾、パートナーへの要請)

#### 第8条

- 1 財団は通訳・翻訳業務の依頼があったとき、次の要件に適合する場合に、その業務を受諾するものとする。
  - (1) この要綱第3条の規定に適合すると認められる内容の業務であること
  - (2) その業務を受諾するにふさわしい適任者があること
- 2 前項第2号に規定する適任者は、財団が第5条第4号に基づくパートナー名簿の中から、依頼者の依頼内容や条件等で活動することに同意した者に要請する。

(依頼者への連絡等)

#### 第9条

- 1 財団は第8条に基づき業務を受諾するとき、又は適任者が見つからなかったときは、速やかに、その旨依頼者に連絡するものとする。
- 2 財団は業務を受諾する場合、依頼者からの求めに応じて通訳・翻訳業務見積書(様式3)を交付するものとする。ただし、依頼者の求めがない場合は見積書の交付を省略できる。
- 3 依頼者は、通訳業務の終了後、速やかに履行確認書(様式4)を財団へ提出するものとする。

(費用の負担)

#### 第10条

- 1 依頼者はパートナーの活動及びパートナー制度の運営に必要な費用として、原則、次の費用を負担する。
  - (1) 通訳費用
    - 通訳パートナー分: 1人1時間 1,000円、交通費、食費500円等
    - 財団分(制度利用料): 一言語1人あたり2,000円/日
  - (2) 翻訳費用(ネイティブチェック含む)
    - 翻訳パートナー分: A4用紙1枚(800字かつ40字×20行以内)3,000円
    - 財団分(制度利用料): 一言語1人あたり2,000円
  - (3) 翻訳ネイティブチェック費用
    - 翻訳ネイティブパートナー分: A4用紙1枚(800字かつ40字×20行以内)1,000円
    - 財団分(制度利用料): 一言語1人あたり2,000円
- 2 依頼者が財団の賛助会員(個人・法人含む。)の場合は、次のとおりとする。
  - 財団分(制度利用料)を、一言語1人あたり1,000円とする。

- 3 財団は第 7 条に規定する履行期日までの日数がとれない依頼に対しては、状況により、依頼者に対して前 2 項の 2 割増の費用の負担を求めることができる。

(費用の支払等)

第 11 条

- 1 財団は、通訳・翻訳業務履行後、パートナーの活動及びパートナー制度の運営に要する費用の内訳を記した請求書(様式 5)を速やかに依頼者に交付する。
- 2 依頼者は、通訳・翻訳業務履行期日の翌月 15 日(土・日・祝日の場合は翌日)までに、財団に費用を支払わなければならない。

(キャンセル料金の支払)

第 12 条

- 1 依頼者が通訳・翻訳業務をキャンセルする場合には、通訳は履行期日の 5 日前、翻訳は履行期日の 7 日前までに財団に通知しなければならない。
- 2 前項によらない場合には、依頼者は財団に対し、制度利用料の半額を支払わなければならない。

(パートナーへの費用の支払い)

第 13 条

- 1 財団はパートナーに対し、通訳・翻訳業務履行期日の翌月の末日(土・日・祝日の場合は翌日)までに、依頼者から預かった活動に要する費用を支払うものとする。
- 2 費用の支払は、パートナーがあらかじめ財団に届け出た銀行口座等に振り込むものとする。

(保険加入)

第 14 条

財団はパートナーの活動中の不慮の事故等に対応するため、傷害保険に加入するものとする。

(免責等)

第 15 条

- 1 依頼者及びパートナーは、活動中又はこれに前後して、事故や約束事の不履行等により関係者に損害を与えないよう十分に配慮しなければならない。
- 2 パートナーが事故等により被った損害の補償の範囲は、財団が加入する保険から支払われる金額を限度とする。
- 3 依頼者がパートナーの活動不履行により被った損害は、財団はその賠償の責めを負わない。

(財団履行等への準用)

第 16 条

- 1 財団は、状況により、自ら依頼者からの依頼業務を履行することができる。この場合においては、依頼者は財団に対し、第 8 条に基づく費用を負担するものとする。
- 2 財団は依頼者からの求めに応じ、パートナーに異文化理解のための文化等講師を要請することができる。この場合においては、本要綱を準用する。

(その他)

第 17 条

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

(除外規定)

1 この要綱は、当分の間、個人からの通訳業務の依頼には適用しないものとする。

(施行期日)

2 この要綱は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。